

令和 4 年度予算編成に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えないまま、国内での感染者は これまでに 150 万人を超え、死者も 1 万 5 千人を超える状況である。感染力が強いデルタ株の蔓延により感染拡大のスピードがこれまでになく速まり、特別措置法に基づく緊急事態宣言は現在、21 都道府県に拡大された。感染者数の急速な増加に伴い入院等調整中の者の数も急増しており、ワクチン接種が進みつつあるものの、感染拡大のスピードに医療の対応が追い付かず自宅療養を余儀なくされる者も増加の一途という状況である。未だ完全な収束が見通せず、緊急事態宣言の継続などによって、休業や営業自粛などの対応を継続せざるを得ない中小・小規模事業者や地域経済の核となる中堅企業においても、幅広い業種で事業継続が危ぶまれるなどの危機的状況が続いている。加えて、新たな変異株の出現やワクチン接種の接種率が一定を超えると伸び悩むいわゆる「7 割の壁」が指摘されるなど、今後、更なる感染拡大も懸念される。

このような状況の中、先般発表された 4～6 月期における実質 GDP 成長率は、前期比年率+1.3%のプラス成長となり、2 四半期連続のマイナス成長は回避されたものの、1～3 月期の落ち込みを取り戻せておらず、この間の世界的な変異株による感染拡大と緊急事態宣言の発出を踏まえれば景気の先行きについては引き続き十分注意する必要がある。

区においては、令和 2 年度は 14 次にとり、今年度も既に 6 次にとり補正予算を編成するなど、区民の命を守るため国や都の対策を待つことなく適時適切な対策を講じてきたところである。これまでコロナ対策として計上した予算総額は、国、都等の特定財源が含まれるとはいえ、今年度の特別区税の歳入予算額である約 640 億円を大きく上回る 800 億円にも上り、そのうち一般財源の支出の大半は財政調整基金の取り崩しにより賄っている。財政調整基金は、コロナ禍においてこの間 100 億円を超える取り崩しを行っており、令和 3 年度補正第 6 号の時点の残高は約 299 億円と大きく目減りしている状況である。また、昨年度も述べたところだが、コロナ禍の影響による減収に加え法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正の影響など区財政を取り巻く厳しい環境は、今後数年続くことも覚悟しなければならず、コロナ禍の区財政に及ぼす影響は甚大である。

一方で、令和 4 年度は、新基本構想及び今後策定する新総合計画、実行計画等に基づき、杉並区の新たなスタートを切る大変重要な年である。これからの区政においては、変化のスピードが激しく先行きの見通しが難しい時代の中で、デジタル化の強力な推進や区民等との協働の一層の深化、時代の先を見据えた区政経営改革など新たな時代に向けた区政運営が求められる。また、今後ピークを迎える区立施設の更新需要への対応についても財政上の大きな負担となることを

しっかりと認識しなければならない。

このような状況下においては、限られた財源を真に必要な課題対応に振り向けていくため、区財政の現状を全職員が共有し、職員一丸となって、効率性の観点から事務事業の見直しや取捨選択、執行方法の見直しなどによる歳出削減に加え歳入確保にも努めていく必要がある。

以上の点を踏まえ、新基本構想のもと初の予算となる令和4年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 新基本構想、新総合計画等との整合性の確保

令和4年度は、新たな基本構想がスタートする年であり、総合計画等の策定作業と予算編成作業を同時に進めることになる。このため、新年度予算の計画経費については、新たな総合計画等と整合を図り、必要な経費を確実に見積もること。

(2) 「区立施設再編整備計画（第2期）・前期実施プラン」の着実な推進

新基本構想の実現に向けて（仮称）区政経営改革基本方針に掲げる施設マネジメントの推進に基づき策定する区立施設再編整備計画（第2期）・前期実施プランに係る経費については、新総合計画・実行計画との整合を図りつつ、着実に推進するために必要な経費を見積もること。

(3) 「（仮称）協働推進計画」、「（仮称）区政経営改革推進計画」及び「（仮称）デジタル化推進計画」の着実な推進

今後策定予定の新総合計画に定める「（仮称）協働推進基本方針」、「（仮称）区政経営改革基本方針」、「（仮称）デジタル化推進基本方針」との整合を図りつつ、計画を着実に推進するために必要な経費を見積もること。特にICTの活用については、積極的に導入について検討を行い、区民サービスの向上、業務の効率化に努めること。

(4) 経費の精査・見直し

現下の厳しい財政状況を踏まえ、既定事業を含む全事業について、行政評価の活用等により、徹底的に経費の精査を行い、事業の必要性や目的、実施効果を再確認するとともに、必ず事業の見直し・廃止・整理統合・縮小を検討すること。見積もりに当たっては、事業の実施時期や実施方法についても精査を行い、より経費がかからない手法を検討するなど経費縮減を図ること。特に、別途策定する（仮称）協働推進基本方針等に基づき、事業者等との幅広い協働を視野に入れ、事業効果の高い手法を検討すること。

また、前年度、査定の結果により予算措置されなかった事業等については、特段の事情がない限り再度の要求を行わないものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策は引き続き最優先で対応すべき課題である。現時点において来年度の状況について予見することは難しいため、補正

予算での対応となる事業も想定されるが、各所管において、事業の性格等を考慮のうえ、必要と見込まれる経費について適切に見積もること。ただし、今後の感染状況等により必要な調整を行うこともある旨念頭に置くこと。また、ウィズコロナ・アフターコロナを前提とした「新たな日常」への対応については諸状況を注視し、必要な経費を見積もること。

(6) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

実行計画外の新規事業についてやむを得ず予算計上する場合は、その財源を確保した上で必要な経費を見積もるとともに、必ず既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、見直しを行った既定事業について資料を提出すること。また、課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

(7) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、事業の検討を行った上で、必要な経費を見積もること。特にコロナ対策に係る今後の国や都等の動向については積極的に情報収集を行うこと。

(8) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

(9) 管理職の関与

管理職員は、現下の財政状況を踏まえ、予算編成に関して職員への適切な指示を行い、各所管の見積もり内容を把握すること。

2 歳出

(1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、一層のコスト削減の必要があることから、施設の新設等にあたっては安易に新規購入経費を見積もるのではなく、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入が必要な場合でも必要最小限となるよう見積もること。委託料についても、従前とは異なる事業者から見積もりを徴取するほか、改めて、委託内容や範囲等を精査するなど、経費削減に努めること。

(2) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で、見積もること。また、施設の改築等を行う場合は、用地の有効活用という視点に加え、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等について精査する必要がある。事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、ライフサイクルコストの縮減にもつながるように努めること。なお、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するのではなく、個別に施設の老朽度、劣化度を判断したうえで、必要な経費を見積もること。

(3) 補助金の見直し

補助金については、交付状況やその使途、補助金を交付することによる効

果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。各所管において補助金検証・評価シートを活用した見直しに取り組むこととしているところであるが、事業の効果検証等が十分ではないと判断される事業については、原則、予算配当は行わない。また、原則として補助金の新設や増額については認めない。特段の必要性が生じた場合には、既存の補助事業からの振替を原則とする。

なお、補助金交付事務については、申請受付、交付決定、完了報告など事務手続きの各段階において、要綱等の規定や基準に適合しているかを確認するなど、改めて、事務の適正執行について徹底すること。

(4) 人件費の縮減

ICT を活用した業務の効率化に向けた仕事の進め方の見直しや事業の統合など仕事を根本から見直すとともに、一時的に事業の集中等の影響から人員に不足が生じる場合には、仕事の仕組みや進め方、事業の統合や見直しなど仕事を根本から見直し、人件費の抑制に努めること。また、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワークライフバランスと健康管理の充実を図るとともに、効果的・効率的な事務執行により、更なる超過勤務の縮減に努めること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、新型コロナウイルス感染症がもたらす社会経済への影響や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

各種の情報媒体については、民間事業者の広告掲載を積極的に行い、広告収入の確保や経費の削減に努めるほか、民間事業者と連携した事業実施により収入確保を図るなど、税外収入の拡大に取り組むこと。

また、区立施設については、施設の有効活用や歳入確保の観点から、施設利用者の意見等を参考に、施設の利用率向上に向けた検討を行い、区民の利便性の向上など改善に取り組むこと。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手

段で獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。